

県南広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年2月12日

県南広域振興局長 堀 江 淳

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901092	有限会社お茶っこホーム	お茶っこホームプランセンター	一関市花泉町油島字上築道10番地3	平成28年1月25日